

①93年制定時のロシア連邦憲法

ロシア連邦憲法 (1993.12.12 制定)

出典：当時の新聞、官報によっているが、現在ネット上では改正されていないままのものは、<https://www.prlib.ru/iyem/718428>などで見られる。

[前文]

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる人民は、
わが国において共通の運命によって結びつけられ、
人の権利および自由ならびに市民的平和および合意を承認し、
歴史的に形成された国家的統一を保持し、
一般に承認された民族の同権と自決の原則にたち、
祖国にたいする愛と尊敬、善および正義への信頼をわれわれに伝えた祖先を偲び、
ロシアの主権的国家を復興し、そしてそれに揺るぎない民主的基礎をあたえ、
ロシアの安寧と繁栄の保障を求め、
現在および将来の世代にたいしてわれわれの祖国を継承する責任にもとづき、
世界共同体の一員であることを自覚して、
ロシア連邦憲法を制定する。

第1編

第1章 憲法体制の原則

第1条

- ① ロシア連邦—ロシアは、共和制の統治形態をとる民主的な連邦制の法治国家である。
- ② ロシア連邦とロシアの名称は、同義である。

第2条

人、その権利および自由は、最高の価値である。人と市民の権利および自由の承認、順守および擁護は、国家の義務である。

第3条

- ① ロシア連邦における主権の担い手および権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。
- ② 人民は、直接に、または国家権力機関および地方自治機関をとおしてその権力を行使する。

- ③ 人民の権力の最高の直接的表現は、レフェレンダムおよび自由な選挙である。
- ④ 何人も、ロシア連邦における権力を横奪することはできない。権力の奪取または権力的権限の横奪は、連邦法律によって追及される。

第 4 条

- ① ロシア連邦の主権は、その全領土におよぶ。
- ② ロシア連邦憲法および連邦法律は、ロシア連邦の全領土において最高性を有する。
- ③ ロシア連邦は、その領土の保全および不可侵を保障する。

第 5 条

- ① ロシア連邦は、ロシア連邦の同権の構成主体である共和国、地方（クライ）、州、連邦的意義をもつ都市、自治州、自治管区によってこれを構成する。
- ② 共和国（国家）は、その独自の憲法および法令を有する。地方（クライ）、州、連邦的意義をもつ都市、自治州、自治管区は、その独自の憲章および法令を有する。
- ③ ロシア連邦の連邦構造は、その国家的統一、国家権力体系の統一、ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分、ロシア連邦における諸民族の同権および自決に基づけられる。
- ④ 連邦国家権力機関との関係において、ロシア連邦のすべての構成主体は、相互に同権である。

第 6 条

- ① ロシア連邦の国籍は、連邦法律にしたがってこれを取得し、または抹消し、その取得の事由の如何にかかわらず单一であり、平等である。
- ② ロシア連邦の各市民は、その領土において、ロシア連邦憲法に定めるすべての権利および自由を有し、平等の義務をこう。
- ③ ロシア連邦の市民は、その国籍またはそれを変更する権利を奪われることはない。

第 7 条

- ① ロシア連邦は社会国家であり、人の尊厳ある生存および自由な発達を保障する条件の整備をめざすことをその政策とする。
- ② ロシア連邦においては、人々の労働と健康を保護し、最低賃金の基準を定め、家族、母性、父子関係および子ども、障害者および高齢者にたいする国家的援助を保障し、社会的サービスの制度を発展させ、国家的年金、手当およびその他の社会的保護の保障を定める。

第 8 条

- ① ロシア連邦においては、経済圏の統一、商品、サービスおよび資金の自由な移動、競

争の保護、経済活動の自由は、これを保障される。

- ② ロシア連邦においては、私有、国有、公有〔自治体有〕およびその他の所有形態は、これを平等に承認し、保護する。

第 9 条

- ① 土地およびその他の天然資源は、ロシア連邦において、当該地域に居住する諸民族の生活および活動の基礎としてこれを利用し、保護する。
- ② 土地およびその他の天然資源は、私有、国有、公有およびその他の所有形態の財産とすることができます。

第 10 条

ロシア連邦における国家権力は、立法権、執行権および司法権への権力の分立にもとづいてこれを行使する。立法機関、執行機関および司法機関は、独立である。

第 11 条

- ① ロシア連邦における国家権力は、ロシア連邦大統領、連邦議会（連邦院および国家会議）、ロシア連邦政府、ロシア連邦の裁判所（複）がこれを行使する。
- ② ロシア連邦の構成主体における国家権力は、それが設置する国家権力機関がこれを行使する。
- ③ ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分にかんする連邦条約ならびにその他の条約によって、これをおこなう。

第 12 条

ロシア連邦においては、地方自治が承認され、保障される。地方自治〔体〕は、その権限の範囲内において、独立である。地方自治機関は、国家権力機関の体系にはふくまれない。

第 13 条

- ① ロシア連邦において、イデオロギーの多様性は、これを認める。
- ② いかなるイデオロギーも、これを国家的または義務的ものとすることはできない。
- ③ ロシア連邦において、政治的多様性、複数政党制は、これを認める。
- ④ 社会団体は、法律の前に平等である。
- ⑤ ロシア連邦の憲法体制の原則の暴力的変更およびロシア連邦の一体性の侵害、国家安全保障の破壊、ロシア連邦の憲法および連邦法律に定めのない権力機構、武装部隊の編成、社会的、人種的、民族的および宗教的な憎悪の扇動を目的としたはこれらの行為をおこなう社会団体の設立および活動は、これを禁止する。

第14条

- ① ロシア連邦は、世俗的国家である。いかなる宗教も、国家的または義務的なものとしてこれを定めることはできない。
- ② 宗教団体は、国家から分離され、法律の前に平等である。

第15条

- ① ロシア連邦憲法は、最高の法的効力および直接の効力を有し、ロシア連邦の全領土において適用される。ロシア連邦において適用される法律およびその他の法的アクトは、ロシア連邦憲法に違反することはできない。
- ② 国家権力機関、地方自治機関、公務員、市民およびその団体は、ロシア連邦憲法および法律を順守する義務を負う。
- ③ 法律は、正規に公布されなければならない。正規に公布されない法律は適用されない。人と市民の権利、自由および義務にかんするすべての規範的な法的アクトは、それが一般に見られるように正規に公布されない場合は、これを適用することはできない。
- ④ 一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約は、ロシア連邦の法体系の構成部分である。ロシア連邦の条約によって法律に定めのないその他の規定が定められる場合は、この条約の規定が適用される。

第16条

- ① 憲法の本章の規定〔複〕は、ロシア連邦の憲法体制の原則であり、この憲法の定める手続によることなくこれを変更することはできない。
- ② この憲法のその他のいかなる規定も、ロシア連邦の憲法体制の原則に違反することはできない。

第2章 人と市民の権利および自由

第17条

- ① ロシア連邦においては、国際法の一般に承認された原則および規範にしたがい、ならびにこの憲法にしたがい、人と市民の権利および自由が承認され、保障される。
- ② 人の基本的権利および自由は、奪われることなく、生まれながらにして各人に属する。
- ③ 人と市民の権利および自由の行使は、他人の権利および自由を侵害するものであってはならない。

第18条

人と市民の権利および自由は、直接に効力を有する。これらの権利および自由は、法律の意味、内容および適用、立法権および執行権、地方自治（体）の活動を規制し、裁

判によってこれを保障される。

第19条

- ① すべての人は、法律および裁判の前に平等である。
- ② 国家は、性、人種、民族、言語、出生、財産および職務上の地位、居住地、宗教にたいする態度、信条、社会団体への参加、ならびにその他の事情の別なく、人と市民の権利および自由の平等を保証する。社会的、人種的、民族的、言語的または宗教的の帰属の別によるあらゆる形態の市民の権利の制限は、これを禁止する。
- ③ 男と女は、平等の権利および自由ならびにその実現のための平等の機会を有する。

第20条

- ① 各人は、生命にたいする権利を有する。
- ② 死刑は、それが廃止されるまでのあいだ、陪審員の参加する裁判所における審理を求める権利を被告人に付与する場合に、生命にたいする特別に重大な犯罪に科せられる刑罰の例外的措置として、連邦法律によってこれを定めることができる。

第21条

- ① 個人の尊厳は保護される。いかなることであれ、それを軽んずる根拠とすることはできない。
- ② 何人も、拷問、暴力およびその他の残酷なもしくは人間的尊厳を傷つけるような待遇または刑罰を受けることはない。何人も、その自発的な同意なしに、医療、学術およびまたはその他の実験の材料とされることはない。

第22条

- ① 各人は、人身の自由およびその不可侵の権利を有する。
- ② 勾留および拘禁は、裁判所の決定によってのみ、これを許される。裁判所の決定がある前に、人は48時間を越えてその身柄を拘束されることはない。

第23条

- ① 各人は、プライヴァシー [私的生活]、個人および家族の秘密、自己の名誉および名声の保護にたいする権利を有する。
- ② 各人は、信書、電話、郵便、電信およびその他の通信の秘密にたいする権利を有する。これらの権利の制限は、裁判所の決定がある場合にかぎり、これを許される。

第24条

- ① 本人の同意のない人のプライヴァシー [私的生活] にかんする情報の収集、保持、利用および流布は、これを禁止する。
- ② 国家権力機関および地方自治機関、それらの公務員は、各人にたいし、その権利およ

び自由に直接にかかる文書および資料を知る機会を保障しなければならない。ただし、法律に別段の定めがある場合は、このかぎりではない。

第 25 条

住居は、不可侵である。何人も、そこに居住する者の意思に反してその住居を捜索する権利を有しない。ただし、連邦法律の定める場合、または裁判所の決定にもとづく場合は、このかぎりでない。

第 26 条

- ① 各人は、自らの民族的帰属を自由に決定し、表明することができる。何人も、その民族的帰属の決定および表明を強制されることはない。
- ② 各人は、母語を使用する権利、交際、養育、教育および創作活動において使用する言語を自由に選択する権利を有する。

第 27 条

- ① ロシア連邦の領土に合法的に在住する各人は、自由に移動し、滞在地および居住地を選択する権利を有する。
- ② 各人は、ロシア連邦の国外に自由に出国することができる。ロシア連邦の市民は、ロシア連邦に自由に帰国する権利を有する。

第 28 条

各人は、良心の自由、信仰の自由を保障される。これらの自由には、個人としてもしくは他の人と共同で任意の宗教を信仰し、またはいかなる宗教も信仰せず、宗教的およびその他の信条を自由に選択し、これを信じ、広め、自己の信条にしたがって行動する

る権利がふくまれる。

第 29 条

- ① 各人は、思想、言論の自由を保障される。
- ② 社会的、人種的、民族的または宗教的な憎悪および敵意を刺激する宣伝または扇動は、これを禁止する。社会的、人種的、民族的、宗教的または言語上の優位の宣伝は、これを禁止する。
- ③ 何人も、自己の意見および信条の表明またはその放棄を強制されることはない。
- ④ 各人は、任意の合法的な方法によって情報を調査し、取得し、伝達し、作成し、普及する権利を有する。国家秘密とされる情報のリストは、連邦法律によってこれを定める。
- ⑤ 大量情報〔マスメディア〕の自由は、これを保障される。検閲は、これを禁止する。

第 30 条

① 各人は、自己の利益を擁護するために労働組合を組織する権利をふくむ団結の権利を有する。社会団体の活動の自由は、これを保障する。

② 何人も、いかなる団体であれ、それに加入し、またはその構成員となることを強制されない。

第31条

ロシア連邦の市民は、平和的に、武器を携帯しないで集合し、集会、大衆集会および示威行為、行進およびピケッティングをおこなう権利を有する。

第32条

① ロシア連邦の市民は、直接に、またはその代表をとおして、国家の事項の管理に参加する権利を有する。

② ロシア連邦の市民は、国家権力機関および地方自治機関を選挙し、これらの機関に選挙され、レフェレンダムに参加する権利を有する。

③ 裁判所によって行為無能力と認定され、または裁判所の判決によって自由剥奪施設に収容されている市民は、選挙権および被選挙権を有しない。

④ ロシア連邦の市民は、国家の職務につく平等の機会を有する。

⑤ ロシア連邦の市民は、裁判の実施に参加する権利を有する。

第33条

ロシア連邦の市民は、国家機関および地方自治機関にたいし、個人で請願し、ならびに個人的および集団的な請願書を提出する権利を有する。

第34条

① 各人は、企業活動および法律によって禁止されていない他の経済活動のために、自己の能力および財産を自由に使用する権利を有する。

② 独占および不正競争を目的とする経済活動は、これを禁止する。

第35条

① 私的所有権は、法律によって保護される。

② 各人は、個人でまたは他の人と共同で財産を所有し、それを占有し、使用し、処分することができる。

③ 何人も、裁判所の決定によることなく、その財産を奪われることはないと。国家的必要のための財産の強制収用は、事前の等価による補償がある場合にのみ、これをおこなうことができる。

④ 相続の権利は、これを保障する。

第36条

- ① 市民およびその団体は、土地を私的に所有することができる。
- ② 土地およびその他の天然資源の占有、使用および処分は、その所有者が自由にこれをおこなうことができる。ただし、環境に害をあたえ、他人の権利および法的利益を侵害する場合は、このかぎりではない。
- ③ 土地の利用の条件および手続きは、連邦法律にもとづいてこれを定める。

第37条

- ① 労働は、自由である。各人は、自己の労働能力を自由に使用し、仕事および職業を自由に選択する権利を有する。
- ② 強制労働は、これを禁止する。
- ③ 各人は、安全および衛生の順守事項を満たす条件のもとで働き、いかなる差別もなく、連邦法律の定める最低賃金水準を下回ることなく給与を受け取る権利および失業から保護される権利を有する。
- ④ ストライキの権利をふくむ連邦法律に定める紛争解決手段を利用しての個別的および集団的な労働争議の権利は、これを認められる。
- ⑤ 各人は、休息の権利を有する。労働者は、労働契約にしたがって、連邦法律の定める一継続労働時間、休祝日、有給年次休暇を保障される。

第38条

- ① 母性および子ども、家族は、国家の保護のもとにおかれる。
- ② 子どもにたいする配慮およびその養育は、親の平等な権利および義務である。
- ③ 満18歳に達した労働能力のある子どもは、労働能力のない親について配慮しなければならない。

第39条

- ① 各人は、老齢、疾病、障害および労働能力の喪失の場合、扶養者が死亡の場合には子どもの養育のために、ならびに法律の定めるその他の場合に、社会保障を保障される。
- ② 国家の年金および社会的な手当は、法律によってこれを定める。
- ③ 任意の社会保険、追加的な社会保障形態の創設および慈善事業は、これを奨励する。

第40条

- ① 各人は、住宅にたいする権利を有する。何人も、恣意によりその住居を奪われることはない。
- ② 国家権力機関および地方自治機関は、住宅建設を奨励し、住宅にたいする権利の実現のための条件を整備する。
- ③ 住宅を必要とする財産の少ない市民および法律の定めるその他の市民には、法律の定

める基準にしたがって、国家、地方自治体およびその他の住宅フォンドにより無料または利用可能な料金で住宅が提供される。

第41条

- ① 各人は、保健および医療にたいする権利を有する。国家および地方自治体の保健施設における医療は、対応するそれぞれの予算、保険料、その他の収入により、市民にたいして無料でおこなわれる。
- ② ロシア連邦においては、住民の健康の保護および増進の連邦プログラムによって財政措置がなされ、国家、地方自治体および私的な保健システムを発展させる措置がとられ、人の健康の増進、体育およびスポーツの発展、生態学上および衛生・疫学上の安全に寄与する活動が奨励される。
- ③ 公務員が人々の生命および健康に脅威をあたえる事実および事由を隠蔽した場合は、連邦法律にしたがってその責任が問われる。

第42条

各人は、快適な環境、その環境状況にかんする信頼のにおける情報にたいする権利、ならびに環境法違反によりその健康または財産に被った損害の補償を求める権利を有する。

第43条

- ① 各人は、教育を受ける権利を有する。
- ② 誰でもが入学でき、かつ無償でおこなわれる国家または地方自治体の〔国立および公立〕の教育施設および企業における就学前教育、初等普通教育および中等職業教育は、これを保障する。
- ③ 各人は、選抜により、国立または公立の教育施設および企業における高等教育を無償で受けることができる。
- ④ 初等普通教育は、義務である。親またはこれに代る者は、子どもが初等普通教育を受けることを保障する。
- ⑤ ロシア連邦は、連邦国家教育標準を定め、さまざまの形態の教育および学習に援助をあたえる。

第44条

- ① 各人には、文学的、芸術的、学術的、技術的およびその他の創作活動と教育の自由を保障する。知的所有権は、法律によってこれを保護する。
- ② 各人は、文化生活に参加し、文化施設を利用し、文化的価値にアクセスする権利を有する。

③ 各人は、歴史的および文化的遺産の保護について配慮し、歴史および文化の記念物を大切にする義務をおう。

第45条

- ① 人と市民の権利および自由の国家的保護は、ロシア連邦においてこれを保障する。
- ② 各人は、法律の禁止していないあらゆる手段によって自己の権利および自由を擁護することができる。

第46条

- ① 各人には、その権利および自由の裁判による保護が保障される。
- ② 国家権力機関、地方自治機関、社会団体およびその公務員〔役職者〕の決定および行為（または不作為）は、裁判所にたいしその不服申立てをおこなうことができる。
- ③ 各人は、人の権利および自由の擁護について、その法的保護の国内的手段がすべて尽きたときに、ロシア連邦の条約にしたがって国際機関にこれを提訴することができる。

第47条

- ① 何人も、法律にしたがって当該事件の裁判を管轄する裁判所と裁判官により、自己の事件の審理を受ける権利を奪われることはない。
- ② 犯罪の実行にかかわる被疑者・被告人は、連邦法律が定める場合に、陪審員の参加する裁判における事件の審理を求める権利を有する。

第48条

- ① 各人には、有資格者による法律援助を受ける権利が保障される。法律の定める場合、この援助は無料でおこなわれる。
- ② 犯罪の実行のかどで逮捕され、勾留された各人は、その逮捕、勾留または被疑事実の開示のときから弁護士（防禦人）の援助を受ける権利を有する。

第49条

- ① 犯罪の実行にかかわるすべての被疑者・被告人は、連邦法律に定める手続によりその有罪が立証され、裁判所の判決が確定するまでは、無罪と推定される。
- ② 被疑者・被告人は、自らその無罪を立証する義務を負わない。
- ③ 有罪であるかどうか疑わしき者は、被告人に有利に解釈される。

第50条

- ① 何人も、同一の犯罪について、重ねてその責任を追及されることはない。
- ② 裁判の実施に際し、連邦法律に反して取得した証拠の採用は、これを認めない。
- ③ 犯罪につき有罪判決を受けた各人は、連邦法律の定める手続により上級裁判所による判決の再審を受ける権利、および特赦または減刑を願いでる権利を有する。

第 5 1 条

- ① 何人も、本人、その配偶者および法律の定める範囲の近親者の利益に反して証言する義務をおわない。
- ② 証言する義務を免れるその他の場合は、連邦法律によってこれを定めることができる。

第 5 2 条

犯罪および権力濫用による被害者の権利は、法律によって保護される。国家は、この被害者にたいし、裁判および被害の補償を受ける機会を保障する。

第 5 3 条

各人は、国家権力機関またはその公務員の違法な行為（または不作為）に起因する損害にたいし国家による補償を求める権利を有する。

第 5 4 条

- ① 人の責任を定め、またはそれを加重する法律は、遡及効を有しない。
- ② 何人も、その実行時において違法行為とされない行為にたいし責任を問われない。違法行為の実行の後にその行為にたいする責任が廃止され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

第 5 5 条

- ① 基本的権利および自由のロシア連邦憲法への列挙は、その他の一般に承認された人と市民の権利および自由を否定し、または制限するためにこれを解釈してはならない。
- ② ロシア連邦においては、人と市民の権利および自由を否定し、または制限する法律は、これを公布することができない。
- ③ 人と市民の権利および自由は、憲法体制の原則、他人の品性、健康、権利および法的利益、国防および国家の安全保障のために必要な程度においてのみ、連邦法律によってこれを制限することができる。

第 5 6 条

- ① 非常事態にある場合、市民の安全の保障と憲法体制の擁護のために、連邦の憲法法律にしたがって、施行の範囲と期間を明示して権利および自由の一定の制限を定めることができる。
- ② ロシア連邦の全土およびその一部の地方における非常事態は、連邦の憲法法律に定める事由がある場合にその定める手続にしたがって、これを導入することができる。
- ③ ロシア連邦憲法の第 20 条、第 21 条、第 23 条（第 1 項）、第 24 条、第 28 条、第 34 条（第 1 項）、第 40 条（第 1 項）、第 46 条ないし第 54 条に定める権利および自由は、これを制限することはできない。

第 5 7 条

各人は、合法的に定められた税金および手数料を納める義務をおう。新しい税を導入し、または納税者の負担を増大させる法律は、遡及効を有しない。

第 5 8 条

各人は、自然および環境を保護し、天然の富を大切に扱う義務をおう。

第 5 9 条

- ① 祖国の防衛は、ロシア連邦市民の責任であり、義務である。
- ② ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがって兵役に服する。
- ③ ロシア連邦の市民は、その信条または信仰が兵役に服することと矛盾する場合、ならびに連邦法律の定めるその他の場合に、選択可能な民政部門の職務にそれを代替させる権利を有する。

第 6 0 条

ロシア連邦の市民は、満 18 歳から独立してその権利および義務を完全に行使することができる。

第 6 1 条

- ① ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国外に追放され、または外国に引き渡されることはない。
- ② ロシア連邦は、国外において自国の市民にたいし保護と庇護を保障する。

第 6 2 条

- ① ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約にしたがって外国の国籍（二重国籍）をもつことができる。
- ② ロシア連邦の市民は、外国の国籍を保持したために、ロシア国籍によって生ずる権利および自由を制限され、義務を免れることはない。ただし、連邦法律またはロシア連邦の条約に別段の定めがある場合は、このかぎりではない。
- ③ 外国の市民および無国籍者は、ロシア連邦において、ロシア連邦の市民と同じ権利を享受し、義務を負う。ただし、連邦法律またはロシア連邦の条約に別段の定めがある場合は、このかぎりでない。

第 6 3 条

- ① ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者にたいし、一般に承認された国際法の規範にしたがい、その政治的避難〔亡命〕を受け入れる。
- ② ロシア連邦において、政治的信条およびロシア連邦において犯罪とされていない行為（または不作為）により迫害された者を外国に引き渡すことは、これを禁止する。犯罪

の実行につき嫌疑をかけられた者を引き渡し、および有罪判決を受けた者を服役のために外国に引き渡す場合は、連邦法律またはロシア連邦の条約にもとづいてこれをおこなう。

第 6 4 条

この章の規定は、ロシア連邦における個人の法的地位の原則をなし、この憲法の定める手続によることなくこれを改正することはできない。

第 3 章 連邦構造

第 6 5 条

① ロシア連邦にふくまれるのは、次のロシア連邦の構成主体である。

アディゲヤ共和国（アディゲヤ）、アルタイ共和国、バシコルトスタン共和国、ブリヤーティア共和国、ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルダ・バルカル共和国、カルムイキア共和国=ハルムク・タングチ、カラチャイ・チェルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリー・エル共和国、モルドヴィア共和国、サハ共和国（ヤクーティア）、北オセート共和国、タタールスタン共和国（タタールスタン）、トゥーヴァ共和国、ウドムルト共和国、ハカシア共和国、チェチニヤ共和国、チュヴァシ共和国=チヤヴァシ共和国

アルタイ地方(クライ)、クラスノダール地方、クラスノヤール地方、プリモーレ地方、スタヴロポリ地方、ハバロフスク地方

アムール州、アルハンゲリスク州、アストラハン州、ベルゴロド州、ブリヤンスク州、ヴラジーミル州、ヴォルゴグラード州、ヴォログダ州、ヴォロネジ州、イヴァノヴォ州、イルクーツク州、カリーニングラード州、カルガ州、カムチャツカ州、ケメロヴォ州、キーロフ州、コストロマ州、クルガン州、クールスク州、レニングラード州、リペツク州、マガダン州、モスクワ州、ムルマンスク州、ニジニ・ノヴゴロド州、ノヴゴロド州、ノヴォシビルスク州、オムスク州、オレンブルグ州、オリョール州、ペンザ州、ペルミ州、プスクフ州、ロストフ州、リヤザン州、サマーラ州、サラトフ州、サハリン州、スヴェルドロフスク州、スマレンスク州、タンボフ州、トウヴェーリ州、トムスク州、トゥーラ州、チュメニ州、ウリヤノフスク州、チェリヤービンスク州、チタ州、ヤロスラーヴリ州

モスクワ、サンクト・ペテルブルグー連邦的意義をもつ都市

ユダヤ自治州

アгинスキ・ブリヤート自治管区、コミ・ペルミャーク自治管区、コリャーク自治

管区、ネネット自治管区、タイムイル（ドルガン・ネネット）自治管区、ウスチ・オルディンスキー・ブリヤート自治管区、ハントウイ・マンシー自治管区、チュコチ自治管区、エヴェンキ自治管区、ヤマロ・ネネット自治管区

- ② ロシア連邦への加入および新しい構成主体の形成は、連邦の憲法法律の定める手続によってこれをおこなう。

第 6 6 条

- ① 共和国地位は、ロシア連邦憲法および共和国憲法によって、これを定める。
- ② 地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の地位は、ロシア連邦憲法およびロシア連邦の当該の構成主体の立法（代表制）機関が制定する地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の憲章によって、これを定める。
- ③ 自治州、自治管区の立法機関および執行機関の提案により、自治州、自治管区にかかる連邦法律を制定することができる。
- ④ 地方（クライ）または州の構成に入る自治管区の関係は、連邦法律および自治管区の国家権力機関と当該の地方（クライ）または州の国家権力機関のあいだの条約によって、これを規制する。
- ⑤ ロシア連邦の構成主体の地位は、連邦の憲法法律にしたがって、ロシア連邦およびロシア連邦の構成主体の相互の同意によりこれを変更することができる。

第 6 7 条

- ① ロシア連邦の領土は、その構成主体の領域、内水および領海、領空をふくむ。
- ② ロシア連邦は、連邦法律および国際法の規範の定める手続により、ロシア連邦の大陸棚および排他的経済水域において主権的権利をもち、その管轄権行使する。
- ③ ロシア連邦の構成主体相互のあいだの境界は、その相互の同意によってこれを変更することができる。

第 6 8 条

- ① ロシア連邦の国語は、その全土において、ロシア語である。
- ② 共和国は、その国語を定めることができる。この国語は、共和国の国家権力機関、地方自治機関および国家施設において、ロシア連邦の国語とともにこれを使用する。
- ③ ロシア連邦は、そのすべての民族にたいし、母語を保護し、その研究および発展のための条件を整備する権利を保証する。

第 6 9 条

ロシア連邦は、一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約にしたがって、人口の少ない先住民族の権利を保障する。

第 70 条

- ① ロシア連邦の国旗、国章および国歌、その図柄および曲・歌詩、ならびにその公式の使用手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。首都の地位は、連邦法律によってこれを定める。

第 71 条

ロシア連邦の管轄には、以下の事項がふくまれる。

- 1) ロシア連邦憲法および連邦法律の制定および改正、それらの順守にたいする監督
- 2) ロシア連邦の連邦構造および領土
- 3) 人と市民の権利および自由の規制および擁護、ロシア連邦における国籍、少数民族の権利の規制および擁護
- 4) 立法権、執行権および司法権の連邦機関の体系、その組織および活動の手続の制定、連邦国家権力機関の形成
- 5) 連邦国有財産およびその管理
- 6) ロシア連邦における国家的、経済的、生態学的、社会的、文化的および民族的な発展の領域における連邦政策の原則の制定および連邦計画
- 7) 統一市場の法的基礎の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行をふくむ連邦の経済的業務
- 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展フォンド
- 9) 連邦エネルギー体系、原子力発電、放射性物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
- 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の問題
- 11) ロシア連邦の対外経済関係
- 12) 防衛および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の取り手続の決定、放射性物資、麻酔薬の生産およびそれらの使用手続
- 13) ロシア連邦の国境、領海、領空、排他的経済水域および大陸棚の地位および防衛
- 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑にかんする立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および仲裁訴訟にかんする立法、知的所有権の法的規制
- 15) 連邦抵触法
- 16) 気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、測地および地図の作成、公式統計および簿記
- 17) ロシア連邦の国家賞および名誉称号

18) 連邦の国家的職務

第 7 2 条

- ① ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄には、以下の事項がふくまれる。
- 1) 共和国の憲法および法律、地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の憲章、法律およびその他の規範的な法的アクトのロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障
 - 2) 人と市民の権利および自由の擁護、少数民族の権利の擁護、適法性、法秩序、社会的安全の保障、国境区域の管理
 - 3) 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の占有、使用および処分の問題
 - 4) 国有財産の区分
 - 5) 自然利用、環境保護および生態学的な安全の保障、特別自然保護地域、歴史および文化の記念物の保護
 - 6) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの一般的問題
 - 7) 保健にかんする諸問題の調整、家族、母性、父子関係および子どもの保護、社会保障をふくむ社会的保護
 - 8) 大規模事故、自然災害、伝染病との闘争にかんする措置の実行、その後遺症の一掃
 - 9) ロシア連邦における税および手数料の一般原則の確定
 - 10) 行政、行政訴訟、労働、家族、住宅、土地、水資源、森林にかんする立法、地下資源、環境保護にかんする立法
 - 11) 裁判機関および法保護機関の職員、弁護士会、公証人役場
 - 12) 人口の少ない民族集団の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護
 - 13) 国家権力機関の体系および地方自治の組織の一般原則の制定
 - 14) ロシア連邦の構成主体の国際関係および対外経済関係の調整、ロシア連邦の条約の履行
- ② 本条の規定は、共和国、地方（クライ）、州、連邦的意義をもつ都市、自治州、自治管区にたいして同じ効力を有する。

第 7 3 条

ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項にかかるロシア連邦の権限の外は、ロシア連邦の構成主体が国家権力のすべての権限を保持する。

第 7 4 条

- ① ロシア連邦の領土において、商品、サービスおよび資金の自由な流通にとって障害と

なる関税障壁、手数料、使用料およびその他のいかなる制限も、これを設定することは禁止される。

② 商品およびサービスの流通の制限は、安全保障、人々の生命および健康の保護、自然および文化財の保護のために必要な場合に、連邦法律にしたがってこれをおこなうことができる。

第 7 5 条

① ロシア連邦における通貨単位は、ルーブリである。通貨の発行は、もっぱらロシア連邦中央銀行のみがこれをおこなう。ロシアにおいて、その他の通貨の導入および発行は、これを禁止する。

② ルーブリの安定[性]の保持および保障は、ロシア連邦中央銀行の基本的機能であり、中央銀行は他の国家権力機関から独立してこれを行使する。

③ ロシア連邦における連邦予算に算入される税の体系、ならびに税および手数料の制度の一般原則は、連邦法律によってこれを定める。

④ 国債は、連邦法律の定める手続により発行し、任意の原則によりこれを募集する。

第 7 6 条

① ロシア連邦の管轄事項にかんして、ロシア連邦の全土において直接効力を有する連邦の憲法法律および連邦法律が制定される。

② ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項にかんして、連邦法律ならびにそれにしては採択されるロシア連邦の構成主体の法律およびその他の規範的な法的アクトが公布される。

③ 連邦法律は、連邦の憲法法律に違反することはできない。

④ ロシア連邦の管轄事項、ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項の外は、共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する都市、自治州および自治管区が、法律およびその他の規範的な法的アクトの制定をふくむ固有の法的規制をおこなう。

⑤ ロシア連邦の構成主体の法律およびその他の規範的な法的アクトは、本条の第1項および第2項にしたがって制定される連邦法律に違反することはできない。連邦法律とロシア連邦において公布されたその他のアクトのあいだに不一致がある場合は、連邦法律が効力を有する。

⑥ 連邦法律と本条の第4項にしたがって公布されるロシア連邦の構成主体の規範的な法的アクトのあいだに不一致がある場合は、ロシア連邦の構成主体の規範的な法的アクトが効力を有する。

第 7 7 条

- ① 共和国、地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の国家権力機關の体系は、ロシア連邦の憲法体制の原則ならびに連邦法律の定める国家権力の代表制機関および執行機関の組織の一般原則にしたがって、ロシア連邦の構成主体が、独立してこれを定める。
- ② ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項にかかるロシア連邦の権限の範囲内において、連邦の執行機関およびロシア連邦の構成主体の執行機関は、ロシア連邦における单一の執行権の体系を形成する。

第78条

- ① 連邦の執行機関は、その権限の行使のために、地方機関を設置し、対応する公務員を任命することができる。
- ② 連邦の執行機関は、ロシア連邦の構成主体の執行機関との協定により、ロシア連邦憲法および連邦に違反しない場合、その権限の一部の行使を構成主体の執行機関に委譲することができる。
- ③ ロシア連邦の構成主体の執行機関は、連邦の執行機関との協定により、その権限の一部の行使を連邦の執行機関に委譲することができる。
- ④ ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法にしたがい、ロシア連邦の全土における連邦国家権力の権限の行使を保障する。

第79条

ロシア連邦は、条約にしたがい、国家間の連合に参加し、条約によりその権限の一部をその連合に委譲することができる。ただし、人と市民の権利および自由を制限し、またはロシア連邦の憲法体制の原則に違反してこれをおこなうことはできない。

第4章 ロシア連邦大統領

第80条

- ① ロシア連邦大統領は、国家元首である。
- ② 大統領は、ロシア連邦憲法、人と市民の権利および自由の保証人である。ロシア連邦憲法の定める手続により、大統領は、ロシア連邦の主権、その独立および国家的統一の保全にかんする措置を講じ、国家権力機関の調整のとれた活動および相互作用を保障する。
- ③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦法律にしたがって、国家の内外政策の基本方向を定める。
- ④ ロシア連邦大統領は、国家元首として、国内および国際関係においてロシア連邦を代

表する。

第81条

- ① ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。
- ② ロシア連邦大統領に選挙されるができるのは、ロシア連邦に10年以上定住する35歳以上のロシア連邦市民である。
- ③ 同一人物が2期を越えてロシア連邦大統領の職につくことはできない。
- ④ ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

第82条

- ① ロシア連邦大統領は、その就任にあたり人民にたいし次の宣誓をおこなう。
「私は、ロシア連邦大統領の権限の行使にあたり、人と市民の権利および自由を尊重し、擁護し、ロシア連邦憲法を順守し、かつこれを擁護し、国家の主権および独立、安全および統一を擁護し、誠実に人民に奉仕することをここに誓います。」
- ② 宣誓は、連邦院の議員、衆議院の議員およびロシア連邦憲法裁判所の裁判官の前で、同じようにこれをおこなう。

第83条

- ロシア連邦大統領は、
- 1) 国家会議の同意をえて、ロシア連邦政府の首班〔以下首相とする〕を任命し、
 - 2) ロシア連邦政府の閣議において議長をつとめる権利を有し、
 - 3) ロシア連邦政府の総辞職について決定をおこない、
 - 4) 国家会議にロシア連邦中央銀行の総裁の任命のための候補者を提案し、国家会議にたいしロシア連邦中央銀行の総裁の解任問題を提起し、
 - 5) ロシア連邦首相の提案にしたがい、ロシア連邦政府の副首相、連邦大臣を任命し、解任し、
 - 6) 連邦院にロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官の任命のための候補者、およびロシア連邦検事総長の候補者を提案し、連邦院にロシア連邦検事総長の解任の提案をおこない、その他の連邦裁判所の裁判官を任命し、
 - 7) ロシア連邦安全保障会議を組織し、その長をつとめる。この安全保障会議の地位は、連邦法律によって定める。
 - 8) ロシア連邦の軍事ドクトリンを承認し、
 - 9) ロシア連邦大統領府を組織し、
 - 10) ロシア連邦大統領の全権代表を任命し、解任し、

- 11) ロシア連邦軍の最高司令部の職を任命し、解任し、
- 12) 連邦議会の両院の所管の常任委員会および特別委員会との協議の後、外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表を任命し、召喚する。

第 8 4 条

ロシア連邦大統領

は、

- 1) ロシア連邦憲法および連邦法律にしたがって、国家会議の選挙を公示し、
- 2) ロシア連邦憲法の定める場合にその手続により、国家会議を解散し、
- 3) 連邦の憲法法律に定める手続によりレフェレンダムを公示し、
- 4) 国家会議に法案を提案し、
- 5) 連邦法律に署名し、これを公布し、
- 6) 国内情勢、国家の内外政策にかんする年次教書を連邦議会に提出する。

第 8 5 条

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだ、およびロシア連邦の構成主体の国家権力機関相互のあいだの不一致の解決のために協議手続を利用することができる。協議による解決がえられない場合、大統領は、紛争の解決を所管の裁判所の審理に委ねることができる。

② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の構成主体の執行機関のアクトがロシア連邦憲法および連邦法律、ロシア連邦の国際的義務に違反し、または人と市民の権利および自由を侵害する場合、所管の裁判所がこの問題を解決するまでのあいだ、その効力を停止することができる。

第 8 6 条

ロシア連邦大統領

は、

- 1) ロシア連邦の対外政策を指導し、
- 2) ロシア連邦の条約の交渉をおこない、これに署名し、
- 3) 批准書に署名し、
- 4) 大統領にあてた外交代表の信任状および召喚状を受理する。

第 8 7 条

① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦軍の最高司令官である。

② ロシア連邦が侵略され、またはその直接的な危険がある場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の全土または一部の地域に戒厳令を布告し、遅滞なくこれを連邦院および国

家会議に通知する。

- ③ 戒厳令の体制は、連邦の憲法法律によってこれを定める。

第 8 8 条

ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦の憲法法律に定める事由がある場合その手続により、ロシア連邦の全土またはその一部の地域に非常事態を導入し、遅滞なくこれを連邦院および国家会議に通知する。

第 8 9 条

ロシア連邦大統領は、

- 1) ロシア連邦の国籍および政治避難〔亡命〕の受入れの問題を解決し、
- 2) ロシア連邦国家賞を授与し、ロシア連邦名誉称号、軍の上級階級および上級特別称号を授与し、
- 3) 特赦をおこなう。

第 9 0 条

- ① ロシア連邦大統領は、大統領令および命令を公布する。

- ② ロシア連邦大統領の大統領令および命令は、ロシア連邦の全土においてその執行を義務づけられる。

- ③ ロシア連邦大統領の大統領令および命令は、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反することはできない。

第 9 1 条

ロシア連邦大統領は、不逮捕特権を有する。

第 9 2 条

- ① ロシア連邦大統領は、その就任の宣誓をおこなった時から権限の執行に着手し、任期満了にともない、新しく選挙されたロシア連邦大統領が就任の宣誓をおこなった時にその権限の執行を中止する。

- ② ロシア連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行しえない健康状態にある場合または解任された場合に、任期満了以前にその権限の執行を中止する。この場合、ロシア連邦大統領の選挙は、任期満了以前の権限の執行が中止されたときから 3 カ月以内にこれをおこなわなければならない。

- ③ ロシア連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。ロシア連邦大統領の職務執行の代行は、国家会議の解散、レフェレンダムの公示、ならびにロシア連邦憲法の規定の全文改正および一部改正の提案をおこなう権利を有しない。

第93条

- ① ロシア連邦大統領は、国家会議が国家転覆またはその他の重大犯罪のかどで大統領の弾劾を提起し、ロシア連邦大統領の行為における犯罪事実の存在がロシア連邦最高裁判所の決定によって確認され、弾劾手続の順守についてロシア連邦憲法裁判所の判断によって確認された場合にのみ、連邦院がこれを解任することができる。
- ② 国家会議による大統領の弾劾決議および連邦院による大統領の解任決定は、国家会議議員の三分の一以上の発議により、国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院のそれぞれの議員総数の三分の二の多数によって採択されなければならない。
- ③ ロシア連邦大統領の解任にかんする連邦院の決定は、国家会議による大統領弾劾決議の後3カ月以内に採択されなければならない。この期間に連邦院の決定が採択されない場合は、大統領の弾劾は否決されたものとみなされる。

第5章 連邦議会

第94条

ロシア連邦議会 [Ф е д р а л ь н о е С о б р а н и е] – 議会 [п а р л а – м е н т] は、ロシア連邦の代表制および立法機関である。

第95条

- ① 連邦議会は、連邦院および国家会議の2院からなる。
- ② 連邦院は、ロシア連邦の各構成主体から、国家権力の代表制機関および執行機関から1人ずつの2人の代表によって構成する。
- ③ 国家会議は、450人の議員によって構成する。

第96条

- ① 国家会議は、4年の任期で選挙される。
- ② 連邦院の形成手続および国家会議議員の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

第97条

- ① 国家会議議員に選挙されうるのは、満21歳以上の選挙に参加する権利を有するロシア連邦の市民である。
- ② 同一人物が、同時に、連邦院議員および国家会議議員となることはできない。国家会議議員は、その他の国家権力および地方自治機関の代表制機関の議員となることはできない。
- ③ 国家会議議員は、専門的に常時活動に従事するものとする。国家会議議員は、国家的

職務につくことはできず、教育、学術およびその他の創作活動をのぞき、他の有給の活動に従事することはできない。

第98条

- ① 連邦院議員および国家会議議員は、その任期の全期間にわたり、議員の不逮捕特権を有する。議員は、現行犯逮捕の場合をのぞき、逮捕され、勾留され、拘置されることはなく、他人の安全を保障するために連邦法律が定める場合をのぞき、身体検査を受けることはない。
- ② 議員の不逮捕特権の剥奪にかんする問題は、ロシア連邦検事総長の提起により、連邦議会の該当する院がこれを解決する。

第99条

- ① 連邦議会は、常時活動する機関である。
- ② 国家会議は、選挙の30日後に最初の会議を招集される。ロシア連邦大統領は、これ以前に国家会議の会議を招集することができる。
- ③ 国家会議の最初の会議は、最年長の議員がこれを開会する。
- ④ 以前の会期の国家会議の権限は、新しい会期の国家会議がその活動を開始した時に消滅する。

第100条

- ① 連邦院および国家会議は、それぞれに会議をおこなう。
- ② 連邦院および国家会議の会議は、公開である。両院の議事規則に定める場合、両院は秘密会をおこなうことができる。
- ③ 両院は、ロシア連邦大統領の教書、ロシア連邦憲法裁判所の教書、外国の指導者の演説を聴くために、合同会議を招集することができる。

第101条

- ① 連邦院は、その構成員のなかから連邦院議長および副議長を選挙する。国家会議は、その構成員のなかから国家会議議長および副議長を選挙する。
- ② 連邦院議長およびその副議長、国家会議議長およびその副議長は、会議の議長をつとめ、両院の院内秩序を統轄する。
- ③ 連邦院および国家会議は、常任委員会および特別委員会を組織し、その管轄する問題について議会の聴問をおこなう。
- ④ 両院は、それぞれに議事規則を定め、その活動の院内秩序の問題について解決する。
- ⑤ 連邦予算の執行の監督をおこなうために、連邦院および国家会議は、会計検査院を組織し、その構成および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第102条

- ① 連邦院の管轄には、次の事項がふくまれる。
- 1) ロシア連邦の構成主体のあいだの境界の変更の承認
 - 2) 戒厳令にかんするロシア連邦大統領令の承認
 - 3) 非常事態の導入にかんするロシア連邦大統領令の承認
 - 4) ロシア連邦の国外におけるロシア連邦軍の使用の可能性にかんする問題の解決
 - 5) ロシア連邦大統領の選挙の公示
 - 6) ロシア連邦大統領の解任
 - 7) ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官の任命
 - 8) ロシア連邦検事総長の任命および解任
 - 9) 会計検査院の副長官および検査官の半数の任命および解任
- ② 連邦院は、ロシア連邦憲法によりその管轄事項とされる問題について決定を採択する。
- ③ 連邦院の決定は、連邦院の議員総数の投票の多数によって採択される。ただし、ロシア連邦憲法がその他の決定採択の手続を定める場合は、このかぎりではない。

第103条

- ① 国家会議の管轄には、次の事項がふくまれる。
- 1) ロシア連邦首相の任命にかんしてロシア連邦大統領に同意をあたえること
 - 2) ロシア連邦政府の信任および総辞職にかんする問題の解決
 - 3) ロシア連邦中央銀行総裁の任命および解任
 - 4) 会計検査院の長官および検査官の半数の任命および解任
 - 5) 連邦の憲法法律にしたがって活動する人権問題全権〔人権オンブズマン〕の任命および解任
 - 6) 大赦の布告
 - 7) ロシア連邦大統領の解任のための弾劾決議
- ② 国家会議は、ロシア連邦憲法によりその管轄事項とされる問題について決定を採択する。
- ③ 国家会議の決定は、国家会議の議員総数の投票の多数によって採択される。ただし、ロシア連邦憲法がその他の決定採択の手続を定める場合は、このかぎりではない。

第104条

- ① 立法発議権は、ロシア連邦大統領、連邦院、連邦院の議員、国家会議の議員、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法（代表制）機関に属する。ロシア連邦憲法裁判

所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所もまた、その管轄する事項について立法発議権を有する。

- ② 法案は、国家会議に付される。
- ③ 税の導入または廃止、税の支払の免除、国債の発行、国家の財政的義務の変更にかんする法案、および連邦予算からの歳出を定めるその他の法案は、ロシア連邦政府の決定がある場合にのみ、これを〔国家会議に〕上程することができる。

第105条

- ① 連邦法律は、国家会議がこれを採択する。
- ② 連邦法律は、国家会議の議員総数の投票の多数によってこれを採択する。ただし、ロシア連邦憲法に別段の定めがある場合は、このかぎりでない。
- ③ 国家会議によって採択された連邦法律は、5日以内に連邦院の審議に付される。
- ④ 連邦法律は、連邦院の議員総数の過半数の賛成がある場合、または14日以内に連邦院による審議がおこなわれない場合、連邦院によって承認されたものとみなされる。連邦院が連邦法律を否決した場合は、両院は、生じた不一致を克服するために協議委員会を設置することができ、その後に連邦法律は国家会議の再審議に付される。
- ⑤ 連邦院の決定に衆議院が同意しない場合は、この法律にたいする再投票において国家会議の議員総数の三分の二以上が賛成したときに、連邦法律は採択されたものとみなされる。

第106条

次の問題にかんして国家会議が採択した連邦法律は、かならず連邦院において審議されなければならない。

- 1) 連邦予算
- 2) 連邦税および手数料
- 3) 財政、通貨、信用、関税の規制、通貨発行
- 4) ロシア連邦の条約の批准および破棄
- 5) ロシア連邦の国境の地位および保護
- 6) 戦争および平和

第107条

- ① 採択された連邦法律は、5日以内にロシア連邦大統領にその署名および公布のために送付される。
- ② ロシア連邦大統領は、14日以内に連邦法律に署名し、これを公布する。
- ③ 大統領が、連邦法律を受理してから14日以内にこれを拒否した場合は、国家会議お

より連邦院は、ロシア連邦憲法の定める手続により、この法律の再審議をおこなう。再審議において、連邦法律が以前に採択されたテキストのまま連邦院および国家会議それぞれの議員総数の投票の三分の二以上の多数によって承認された場合は、この連邦法律は7日以内にロシア連邦大統領によって署名され、公布される。

第108条

- ① 連邦の憲法法律は、ロシア連邦憲法に定める問題についてこれを制定する。
- ② 連邦の憲法法律は、それが連邦院の議員総数の投票の四分の三以上の多数、および国家会議の議員総数の投票の三分の二以上の多数によって承認された場合に、採択されたものとみなされる。採択された連邦の憲法法律は、14日以内にロシア連邦大統領によって署名され、公布される。

第109条

- ① 国家会議は、ロシア連邦憲法の第111条および第117条に定める場合に、ロシア連邦大統領によってこれを解散することができる。
- ② 国家会議が解散された場合、ロシア連邦大統領は、解散のときから4カ月以内に新しく選挙された国家会議が招集されるよう、選挙の日時を公示する。
- ③ 国家会議は、その選挙の日から1年以内は、ロシア連邦憲法第117条に定める事由によってこれを解散することはできない。
- ④ 国家会議がロシア連邦大統領の弾劾を決議してから連邦院がこのことについての決定を採択するまでは、国家会議はこれを解散することができない。
- ⑤ 国家会議は、ロシア連邦の全土に戒厳令または非常事態が導入されているあいだ、およびロシア連邦大統領の任期満了前の6カ月間は、これを解散することができない。

第6章 ロシア連邦政府

第110条

- ① ロシア連邦の執行権は、ロシア連邦政府がこれを行使する。
- ② ロシア連邦政府は、ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相および連邦大臣によってこれを構成する。

第111条

- ① ロシア連邦首相は、国家会議の同意をえて、ロシア連邦大統領がこれを任命する。
- ② ロシア連邦首相の候補者にかんする提案は、新しく選挙されたロシア連邦大統領の就任もしくはロシア連邦政府の総辞職の後2週間以内、または国家会議によって候補者が拒否された日から1週間以内におこなわれる。

③ 国家会議は、ロシア連邦大統領によって提案されたロシア連邦首相の候補者を、候補者の提案された日から 1 週間以内にこれを審議する。

④ 提案されたロシア連邦首相の候補者が国家会議によって 3 度拒否された場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

第 1 1 2 条

① ロシア連邦首相は、任命の後 1 週間以内にロシア連邦大統領にたいし、連邦執行機関の機構にかんして提案をおこなう。

② ロシア連邦首相は、ロシア連邦大統領にたいし、ロシア連邦副首相および連邦大臣の候補者を提案する。

第 1 1 3 条

ロシア連邦首相は、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令にもとづいて、ロシア連邦政府の活動の基本方向を定め、その活動を組織する。

第 1 1 4 条

① ロシア連邦政府は、

- 1) 連邦予算〔案〕を編成し、これを国家会議に提案し、その執行を保障し、国家会議に連邦予算の執行にかんする報告〔決算報告〕をおこない、
- 2) ロシア連邦において統一的な財政、信用および通貨政策の遂行を保障し、
- 3) ロシア連邦において文化、学術、教育、保健、社会保障、生態学の分野における統一的な国家政策の遂行を保障し、
- 4) 連邦財産の管理をおこない、
- 5) 国の防衛、国家的安全保障、ロシア連邦の対外政策の実現の保障にかんする措置を講じ、

- 6) 適法性、市民の権利および自由の保障、財産および社会秩序の保護、犯罪対策にかんする措置を講じ、
- 7) ロシア連邦憲法、連邦法律、ロシア連邦大統領令によって政府にあたえられた他の権限を行使する。

② ロシア連邦政府の活動の手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。

第 1 1 5 条

① ロシア連邦憲法、連邦法律、規範的なロシア連邦大統領令にもとづき、およびこれらの執行に際して、ロシア連邦政府は、決定および処分を公布し、これらの執行を保障する。

② ロシア連邦政府の決定および処分は、ロシア連邦においてその執行を義務づけられる。

③ ロシア連邦政府の決定および処分は、それがロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令に違反する場合、ロシア連邦大統領によってこれを取り消すことができる。

第116条

新しく選挙されたロシア連邦大統領にたいして、ロシア連邦政府は、その権限を返上する。

第117条

① ロシア連邦政府は、総辞職することができる。この総辞職は、ロシア連邦大統領がこれを採択し、または却下する。

② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職について決定を採択することができる。

③ 国家会議は、ロシア連邦政府の不信任を表明することができる。ロシア連邦政府の不信任にかんする決定は、国家会議の議員総数の投票の多数によって、これを採択する。

国家会議院がロシア連邦政府の不信任を表明した後、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職を公示し、または衆議院の決定に同意しないことができる。国家会議が3カ月以内にふたたびロシア連邦政府の不信任を表明した場合は、ロシア連邦大統領は、政府の総辞職を公示し、または国家会議を解散する。

④ ロシア連邦首相は、国家会議にたいしてロシア連邦政府の信任の問題を提案することができる。国家会議が信任を拒否した場合、大統領は7日以内に、ロシア連邦政府の総辞職にかんする決定をおこない、または国家会議の解散および新しい選挙の公示にかんする決定をおこなう。

⑤ 総辞職または権限の返上の場合、ロシア連邦政府は、ロシア連邦大統領の委任により、新しいロシア連邦政府が組織されるまでのあいだその活動を継続する。

第7章 裁判

第118条

① ロシア連邦における裁判は、裁判所のみがこれをおこなう。

② 司法権は、憲法裁判、民事裁判、行政裁判、刑事裁判によってこれをおこなう。

③ ロシア連邦の裁判制度は、ロシア連邦憲法および連邦の憲法法律によってこれを定める。特別裁判所の設置は、これを禁止する。

第119条

裁判官になることができるのは、満25歳以上で、高等法学教育を修了し、5年以上の法律専門職の実務経験を有するロシア連邦の市民である。ロシア連邦の裁判所の裁判官にたいする追加的な資格要件は、連邦法律によってこれを定めることができる。

第120条

- ① 裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法および連邦法律にのみしたがう。
- ② 裁判所は、事件の審理にあたり国家機関またはその他の機関のアクトが法律に適合しないことを確認した場合は、法律にもとづいてその決定をおこなう。

第121条

- ① 裁判官は、終身制である。
- ② 裁判官の権限は、連邦法律の定める根拠と手続による場合にかぎり、これを消滅させ、または停止することができる。

第122条

- ① 裁判官は、不可侵である。
- ② 裁判官は、連邦法律の定める手続による場合の外は、その刑事責任を追及されない。

第123条

- ① すべての裁判所における事件の裁判は、公開である。秘密法廷における事件の審理は、連邦法律の定める場合に、これを許される。
- ② 裁判所における刑事事件の欠席裁判は、これを許されない。ただし、連邦法律が定める場合は、このかぎりではない。
- ③ 裁判は、当事者主義および当事者の同権にもとづいておこなわれる。
- ④ 連邦法律に定めがある場合、裁判は、陪審員の参加をえてこれをおこなうことができる。

第124条

裁判所の財政は、連邦予算のみにより、連邦法律にしたがって、裁判の完全かつ独立の実現の可能性を保障しなければならない。

第125条

- ① ロシア連邦憲法裁判所は、19人の裁判官によってこれを構成する。
- ② ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦大統領、連邦院、国家会議、連邦院または国家会議の各五分の一の議員、ロシア連邦政府、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所、ロシア連邦の構成主体の立法機関および執行機関の要求により、次の事項のロシア連邦憲法との適合性にかんする事件を解決する。
 - 1) 連邦法律、ロシア連邦大統領、連邦院、国家会議、ロシア連邦政府の規範的アクト
 - 2) 共和国の憲法、ロシア連邦の構成主体の憲章、ならびにロシア連邦の国家権力機関の管轄およびロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の共同管轄に属する問題について公布されたロシア連邦の構成主体の法律およびその他の規

範的アクト

- 3) ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの条約、ロシア連邦の構成主体の国家権力機関相互のあいだの条約
- 4) 発効前のロシア連邦の条約
 - ③ ロシア連邦憲法裁判所は、その職権により次の紛争を解決する。
 - 1) 連邦国家権力機関のあいだの紛争
 - 2) ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの紛争
 - 3) ロシア連邦の構成主体の最高国家機関のあいだの紛争
 - ④ ロシア連邦憲法裁判所は、市民の憲法上の権利および自由の侵害にたいする不服申立てならびに裁判所の要求により、連邦法律の定める手続にしたがって、具体的な事件に摘要されまたは適用されるべき法律の合憲性を審査する。
 - ⑤ ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦大統領、連邦院、国家会議、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法機関の要求により、ロシア連邦憲法の解釈をあたえる。
 - ⑥ 違憲であると認められたアクトまたはその個々の規定は、効力をうしなう。ロシア連邦憲法に適合しないロシア連邦の条約は、発効せず、適用されない。
 - ⑦ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦院の要求により、国家転覆またはその他の重大犯罪のかどで提起されたロシア連邦大統領の弾劾決議が所定の手続を順守しておこなわれたかどうかの判断をおこなう。

第126条

ロシア連邦最高裁判所は、一般的管轄権をもつ民事事件、刑事事件、行政事件およびその他の事件にかんする最高の裁判機関であり、連邦法律の定める手続形態によりこれらの裁判所の活動にたいする裁判監督をおこない、裁判実務の問題についての解説をあたえる。

第127条

ロシア連邦最高仲裁裁判所は、仲裁裁判所によって審理される経済紛争およびその他の事件の解決にかんする最高の裁判機関であり、連邦法律の定める手続形態によりこれらの裁判所の活動にたいする裁判監督をおこない、裁判実務の問題についての解説をあたえる。

第128条

- ① ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官は、ロシア連邦大統領の提案にもとづき、連邦院がこれを任命する。
- ② 他の連邦裁判所の裁判官は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦大統領が

これを任命する。

- ③ ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所およびその他の連邦裁判所の権限、形成および活動の手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。

第 1 2 9 条

- ① ロシア連邦の検察機関は、下級の検察官の上級の検察官およびロシア連邦検事総長への従属をともなう単一の集権的体系を構成する。
- ② ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦大統領の提案により連邦院がこれを任命し、解任する。
- ③ ロシア連邦の構成主体の検察機関は、連邦の構成主体の同意をえた、ロシア連邦検事総長がこれを任命する。
- ④ その他の検察官は、ロシア連邦検事総長がこれを任命する。
- ⑤ ロシア連邦の検察機関の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 8 章 地方自治

第 1 3 0 条

- ① ロシア連邦における地方自治は、地方的意義をもつ諸問題の住民による自主的な解決、公有財産の占有、使用および処分を保障される。
- ② 地方自治は、レフェレンダム、選挙、その他の直接的な意思表示の形態により、または選挙された地方自治機関もしくはその他の地方自治機関をとおして、市民がこれを実現する。

第 1 3 1 条

- ① 地方自治は、都市と農村の居住地およびその他の地域において、歴史的およびその他の地方的伝統を考慮して、これを実現する。地方自治機関の機構は、住民が自主的にこれを定める。
- ② 地方自治を実現する地域単位の境界の変更は、当該の地域単位の住民の意見を考慮して、これをおこなう。

第 1 3 2 条

- ① 地方自治機関は、独立して、公有財産を管理し、地方予算を編成し、承認し、これを執行し、地方税および手数料を定め、社会秩序を保護し、ならびに地方的意義をもつその他の問題を解決する。

② 地方自治機関は、法律によって、自治の実現のために必要な物資および資金の交付を受けて一定の国家的権限を行使することができる。委譲された権限の実現は、国家の監督をうける。

第 1 3 3 条

ロシア連邦における地方自治は、国家権力機関の採択した決定の結果生じた追加的支持にたいし裁判的保護と補償を求める権利、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める地方自治体の権利の制限の禁止によって、これを保障される。

第 9 章 憲法の全文改正および一部改正

第 1 3 4 条

ロシア連邦憲法の規定の全文改正および一部改正の提案は、ロシア連邦大統領、連邦院、国家会議、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法（代表制）機関、および連邦院議員または国家会議議員の〔それぞれ〕五分の一以上の議員集団がこれをおこなうことができる。

第 1 3 5 条

- ① ロシア連邦憲法第 1 章、第 2 章および第 9 章の規定は、連邦議会によってこれを改正することはできない。
- ② ロシア連邦憲法第 1 章、第 2 章および第 9 章の規定の改正にかんする提案が、連邦院議員および国家会議議員の議員総数の五分の三によって支持された場合は、連邦の憲法法律にしたがって憲法議会を召集する。
- ③ 憲法議会は、ロシア連邦憲法の不变性を確認し、または新しいロシア連邦憲法の草案を作成する。新しいロシア連邦憲法草案は、憲法議会がその議員総数の投票の三分の二によって採択し、または国民投票に付される。国民投票が実施された場合、ロシア連邦憲法は、選挙人の過半数の参加を条件として、投票に参加した選挙人の過半数が賛成したときに採択されたものとみなされる。

第 1 3 6 条

ロシア連邦憲法の第 3 章ないし第 8 章の規定の改正は、連邦の憲法法律の採択の手続にしたがってこれを採択し、ロシア連邦の構成主体の三分の二以上の立法機関の同意をえた後にこれを施行する。

第 1 3 7 条

- ① ロシア連邦の構成を定めるロシア連邦憲法第 65 条の規定の改正は、ロシア連邦への加入およびロシア連邦における新しい連邦構成主体の形成にかんする連邦の憲法法律、

ロシア連邦の構成主体の憲法・法的地位の変更にかんする連邦の憲法法律にもとづいてこれをおこなう。

② 共和国、地方（クライ）、州、連邦的意義をもつ都市、自治州、自治管区の名称が変更された場合は、ロシア連邦の構成主体の新しい名称がロシア連邦憲法第65条に規定される。

第2編 雜則および経過規定

1. ロシア連邦憲法は、国民投票の結果にかんする公式発表の日からこれを施行する。

国民投票のおこなわれる1993年12月12日は、これをロシア連邦憲法の制定日とみなす。

同時に、1978年4月12日に制定されたロシア連邦－ロシア憲法（基本法）は、後の改正および補正をふくめて、失効する。

ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の構成する主権共和国の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分にかんする条約、ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分にかんする連邦条約、ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分にかんする連邦条約、ならびにロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだのその他の条約、ロシア連邦の構成主体の国家権力機関の相互のあいだの条約が、ロシア連邦憲法の規定に適合しない場合は、ロシア連邦憲法の規定が施行される。

2. この憲法が施行されるまでロシア連邦の領土において効力を有していた法律およびその他の法的アクトは、それがロシア連邦憲法に抵触しない部分において、これを適用する。

3. ロシア連邦－ロシア憲法（基本法）にしたがって選挙されたロシア連邦大統領は、この憲法が施行される日から、選挙されたその任期が満了するまでのあいだ、この憲法の定める権限を実行する。

4. ロシア連邦大臣会議－政府は、この憲法の施行の日からロシア連邦憲法の定めるロシア連邦政府の権利を有し、義務および責任を負い、ロシア連邦政府と改称する。

5. ロシア連邦の裁判官は、この憲法に定めるその権限にしたがって裁判をおこなう。

憲法の施行の後、ロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、選挙されたその任期が満了するまでのあいだ、その権限を保持する。欠員がある場合は、この憲法に定める

手続により、これを補充する。

6. 陪審員の参加する裁判所の事件の審理手続を定める連邦法律が施行されるまでのあいだ、従来の当該事件の審理手続が維持される。

この憲法の規定にしたがってロシア連邦の刑事訴訟法が制定されるまでのあいだ、犯罪遂行の被疑者の勾留、拘禁および逮捕について従来の手續が維持される。

7. 第1期の連邦院および第1期の国家会議は、2年任期で選挙される。

8. 連邦院は、選挙の後30日以内に最初の会議を招集される。連邦院の最初の会議は、ロシア連邦大統領がこれを開会する。

9. 第1期の国家会議の議員は、同時にロシア連邦政府の構成員となることができる。

ロシア連邦政府の構成員である国家会議議員には、職務の遂行に関連する行為(または不作為)にたいする責任にたいし、議員の不逮捕特権にかんするこの憲法の規定は適用されない。

第1期の連邦院の議員は、非常勤の原則でその権限を行使する。